

令和3年第5回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件名	頁
8号	都城市議会議員の政治倫理の確立に関する決議案	1

議員提出議案 第8号

都城市議会議員の政治倫理の確立に関する決議案

上記の議案を別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月14日提出

提出者	都城市議会議員	<u>上坂 月夫</u>
賛成者	〃	<u>荒神 稔</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>赤塚 隆志</u>
賛成者	〃	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>杉村 義秀</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>永田 浩一</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>

都城市議会議長 江内谷 満義 様

都城市議会議員の政治倫理の確立に関する決議案

私たち都城市議会議員は、市民の負託を受けた代表者であり、高い倫理観と責任を持って議員活動を行うとともに、法令を遵守しなければならない。

しかし、都城市議会議員政治倫理規程第3条第1項に規定されている「政治倫理基準」にある「市民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触するような事案や公職選挙法第199条の2「公職の候補者等の寄附の禁止」に抵触するような事案が発生した。

このことにより、都城市議会の信用が失墜に至ったことは、誠に遺憾なことであり、当事者は真摯に、そして謙虚に自省すべきである。

私たち都城市議会議員は、みずから襟を正し、市民に寄り添い、そして何より市民の模範となるべき行動を徹底していかなければならない。

私たち都城市議会議員は、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与するために、ここに改めて都城市議会議員政治倫理規程を遵守することを決意する。

以上、決議する。

令和3年12月14日

宮崎県都城市議会